

処方箋について

処方せんの様式は色々ありますが、発効日が記載されています。

処方せんの有効期限は発効日を含め4日以内ですのでご注意ください。

もし、諸事情で4日以内に薬局に行くことができない場合は、受診の際に医師にご相談してみてください。有効期限を延長して頂けることがあります。

また、処方せんを紛失してしまった場合は、再発行をしてもらう必要があります。受診した医療機関に紛失したことを伝えてください。

なお、再発行の場合は処方せんの再発行料がかかりますので、なくさないようご注意ください。

☆受診当日に薬局に寄れなかった場合☆

まず、処方せんの有効期限を確認しましょう。有効期限は発効日を含めて4日間です。土日も期限に含まれますので、お気をつけてください。

有効期限内であることを確認してから、ご来局ください。

☆有効期限を過ぎてしまった場合☆

原則として残念ながら有効期限の切れた処方せんは薬局では受け取ることができません。

有効期限が切れてしまった場合は、もう一度受診をして処方せんを新しく発行してもらうことになります。

なお、どうしても本人が薬局で薬を受け取れない場合は、家族やそれに準じる方が代理として薬を受け取ることができます。その際は、薬局の窓口で「代理です」と伝えてください。